

令和4年度

国土交通省関係  
予備費使用の概要  
(4月28日閣議決定)

国土交通省

# 国土交通省関係予備費使用の概要

## (4月28日閣議決定)

### 基本的考え方

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定)に基づき、必要な経費を計上。

### 予備費使用額

42,037百万円

※ は公共事業費、は非公共事業費である。

### 1. 一般予備費

32,814百万円

○タクシー事業者に対する原油価格高騰への支援

・タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業

国費 2,814百万円

LPガスの価格高騰による負担軽減のため、原油価格高騰の激変緩和制度(経済産業省)に準じて、タクシー事業者に対する支援を拡充。

○省エネルギーの推進

・こどもみらい住宅支援事業

国費 30,000百万円

原油価格高騰による住宅価格上昇への対策として、「こどもみらい住宅支援事業」により、子育て世帯等に対する省エネ住宅の購入支援等を実施。

### 2. 新型コロナウイルス感染症対策予備費

9,224百万円

○環境に配慮した持続可能な観光の推進

・新型コロナや原油価格の高騰等を踏まえた環境に配慮した持続可能な観光の推進

国費 8,984百万円

新型コロナや原油価格高騰等の危機に対して強靱で持続可能な観光を実現するため、その影響を受ける観光事業者等に対して、感染対策を図りつつ、地域が連携して実施する環境に配慮した持続可能な観光の推進を図る取組への支援を実施。

○コロナ禍における生活困窮者等の居住安定の確保

・居住支援法人等による孤独・孤立対策への支援

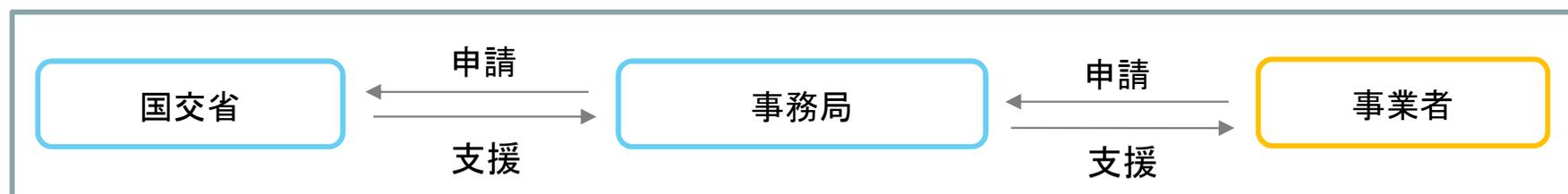
国費 239百万円

コロナ禍において物価高騰の影響を受ける低額所得者など、誰もが安心して暮らせる住まいを確保し、孤独・孤立状態となることを防止するため、NPO法人等の居住支援法人等が行う入居相談や見守り等への支援を実施。

- 今後の需要回復局面において、タクシーの供給を順調に回復するための下支えとして必要な支援を実施。
- 現在の原油価格の高騰を受け、国民生活等への不測の影響を緩和するため、LPガスを使用するタクシー事業者の燃料価格について時限的・緊急避難的な激変緩和事業を実施。

## <事業概要>

- ・ LPガスを使用するタクシー事業者に対して、燃料高騰相当分を支援。
- ・ 具体的には、経済産業省の事業に準じて、
  - ① ガソリン価格の全国平均が基準価格を超える場合、LPガスについても上限5円の範囲内で支援
  - ② 3月の拡充により、支援上限額を5円から25円に引き上げ、
  - ③ 更に5月以降、支援上限額を25円から35円とするとともに、更なる超過分についても1/2を支援し、LPガスの価格変動について支援を実施する。
- ・ 申請については、簡便な手続き等となるよう調整。  
(1台が1ヶ月に使用するLPガスの量を仮定、車両番号等を申請、申請が簡便となるよう申請時期を考慮等。)



## 1 制度の目的

子育て支援及び2050年カーボンニュートラルの実現の観点から、**子育て世帯や若者夫婦世帯※による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得**や**住宅の省エネ改修等**に対して補助することにより、子育て世帯や若者夫婦世帯の住宅取得に伴う負担軽減を図るとともに、省エネ性能を有する住宅ストックの形成を図る。  
※子育て世帯:18歳未満の子を有する世帯、若者夫婦世帯:夫婦のいずれかが39歳以下の世帯(年齢はいずれも令和3年4月1日時点)

## 2 補助対象

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象(事業者が申請)

※補正予算案閣議決定日(令和3年11月26日)以降に契約を締結し、事業者登録(令和4年1月11日受付開始)後に着工したものに限る。

### 子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築

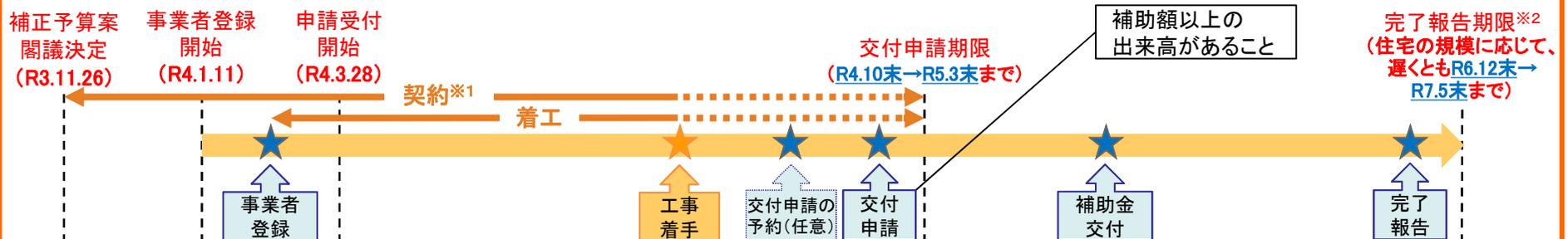
対象住宅※	補助額
①ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented (強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの)	100万円/戸
②高い省エネ性能等を有する住宅 (認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅)	80万円/戸
③省エネ基準に適合する住宅 (断熱等級4かつ一次エネ等級4を満たす住宅) <small>*令和4年6月末までに契約を締結したものに限る。</small>	60万円/戸

※対象となる住宅の延べ面積は、50㎡以上とする。  
 ※土砂災害特別警戒区域における住宅は原則除外とする。

### 住宅のリフォーム

対象工事	補助額
①(必須)住宅の省エネ改修	リフォーム工事内容に応じて定める額 上限30万円/戸※
②(任意)住宅の子育て対応改修、耐震改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等	※子育て世帯・若者夫婦世帯は、上限45万円/戸(既存住宅購入を伴う場合は60万円/戸) ※安心R住宅の購入を伴う場合は、上限45万円/戸

## 3 手続き



※1 注文: 工事請負契約、分譲: 売買契約 ※2 完了報告期限までに省エネ住宅の新築工事全体が完了していない場合は、補助金返還の対象

# 新型コロナや原油価格の高騰等を踏まえた環境に配慮した持続可能な観光の推進

新型コロナや原油価格高騰等の危機に対して強靱で持続可能な観光を実現するため、その影響を受ける観光事業者等に対して、感染対策を図りつつ、地域が連携して実施する環境に配慮した持続可能な観光の推進を図る取組への支援を実施する。

## 【支援イメージ】

### 新たな周遊旅行の促進



- 環境対策、ニューノーマル等に対応した交通の手配  
(グリーンスローモビリティ、水素バス、EVバス、観光MaaSの活用等)

### 観光地における 感染対策・省エネ対策



- 観光地（宿泊施設、観光施設等）  
における感染対策・省エネ対策



マイカーに過度に依存しない周遊観光による省エネ対策と感染対策の両立を図る地域の取組を一体的に支援

### 地域が連携して実施する 誘客・周遊を促すための仕掛けづくり



- 感染対策を図りつつ、地域が連携して行う誘客・周遊を促すための仕掛けづくり
- 地域における環境に配慮した周遊促進の取組（サイクルポート、グリーンスローモビリティの導入等）
- 複数事業者が連携して行う集客・周遊促進のための臨時運行

### 地域の魅力発信の強化や 周遊の促進に向けた研修

【支援対象者】 地方公共団体、DMO、民間事業者 【補助率】 1 / 2 等

※感染対策を図りつつ、持続可能な観光に取り組む地域\*における新たな周遊旅行促進に向けた取組等を支援。

\* 地方公共団体、DMO等が策定する計画において持続可能な観光に関する取組について記載がある地域

※採択に当たっては、省エネに係る具体的な数値目標を計画に記載した地域及び複数の取組みを一体的に実施する地域を優先。

# 居住支援法人等による孤独・孤立対策への支援(居住支援協議会等活動支援事業)

○コロナ禍において物価高騰の影響を受ける低額所得者など、誰もが安心して暮らせる住まいを確保し、孤独・孤立状態となることを防止するため、NPO法人等の居住支援法人等が行う入居相談や見守り等への支援を実施。

居住支援協議会等活動支援事業	
事業主体	住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会または居住支援法人
補助対象事業	① 入居前支援（相談窓口の開設や不動産店・内覧の同行等） ② 入居中支援（見守りや生活相談、緊急時対応等） ③ 死亡・退去時支援（家財・遺品整理や処分、死後事務委任等） ④ セミナー・勉強会等の開催（制度や取組等の周知普及） ⑤ 関係者間のネットワーク形成や拡充に資する取組み 等
補助率・補助限度額	定額 10,000千円/協議会等(なお、外国人の入居の円滑化に係る活動を行う場合、孤独・孤立対策としての見守り等を行う場合、空き家等を借りてサブリース方式で支援付きのセーフティネット住宅の運営を行う場合、アウトリーチ型による入居支援を行う場合または入居後支援を実施する団体との連携を行う場合は12,000千円/協議会等)



## 居住支援協議会

- ・ 地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が連携して協議会を設立
- ・ 設立状況; 114協議会(全都道府県・72市区町)が設立(R4.3.31時点)

## 居住支援法人

- ・ 都道府県が、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人(公益社団法人・財団法人を含む)、社会福祉法人、居住支援を目的とする株式会社等を指定
- ・ 設立状況; 511者(47都道府県)が指定(R4.3.31時点)